

第1章

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

1-1 はじめに

国においてはこれまで、「障害者基本法」の改正（平成23年公布・施行）、「障害者自立支援法」の改正（平成25年度から障害者総合支援法として施行）、「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定（平成23年公布・平成24年施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25年公布・平成28年施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（同）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）の改正（平成25年公布・平成26年施行）等，障害者施策に関する法律の整備が行われてきました。そして，平成26年1月，障がい者の権利及び尊厳の保護・促進の観点から，国際連合の「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）」を締結しました。

その後も，「難病^{*}の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成26年公布・平成27年施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年公布・施行）、「発達障害者支援法」の改正（同）、「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年公布・平成30年施行）等，様々な制度改革が行われ，近年，障がい者施策を取り巻く状況は大きく変わってきています。

特に平成30年施行の障害者総合支援法の改正では，障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう，「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や，高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が盛り込まれています。

また，障がいのある子どもへの支援について，ニーズの多様化にきめ細かく対応するため，支援の拡充を図るほか，サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことも趣旨として明記されています。

近年、8050問題や、介護と育児のダブルケアなど一つの世帯に複数の課題が存在している状態が顕在化しており、世帯全体が孤立している状態のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の分野別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

こうした状況の中、令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村が、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が法定化されました。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組が求められています。

1-2 国・高知県の障害者施策に関する計画

国は、令和5年に「第5次障害者基本計画(令和5(2023)年度から5年間)」を策定し、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、各分野の施策に共通する横断的視点として、①条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上、③アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進、④当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、⑤障害特性等に配慮したきめ細かい支援、⑥障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組、⑦PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進を掲げています。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)では、主なポイントとして、①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③福祉施設から一般就労への移行等、④障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑤発達障害者等支援の一層の充実、⑥地域における相談支援体制の充実強化、⑦障害者等に対する虐待の防止、⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑨障害福祉サービスの質の確保、⑩障害福祉人材の確保・定着、⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえ

た障害(児)福祉計画の策定, ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進, ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化を挙げています。

高知県は, 前計画(平成25～令和4年度)を経て, 第3期高知県障害者計画(令和5～令和11年度)を策定し, 基本理念として『障害のある人もない人も, ともに支えあい, 安心して, いきいきと暮らせる「共生社会」』を掲げ, 施策の基本的方向として, ①ともに支え合う地域づくり, ②安心して暮らせる地域づくり, ③いきいきと暮らせる地域づくり, ④災害等に困らない地域づくりを挙げています。

また, 障害福祉計画について, 第6期高知県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3～令和5年度)を策定し, 方向性として, ①「共生社会」の実現, ②「高知型福祉」の実現を挙げています。

1-3 本計画の趣旨

本市では, 平成5年度に最初の高知市障害者計画を策定して以降, 数回の改訂を経ながら障がい者施策の充実に努めてきました。また, 平成18年度には, 障害者自立支援法に基づく高知市障害福祉サービス計画を策定し, 福祉サービスの計画的な基盤整備の実施に取り組むとともに, 平成21年度から, 高知市障害者計画・障害福祉計画として両者を一体的に定め, 3年毎に改訂を重ねてきました。

さらに平成30年度からの児童福祉法に基づく高知市障害児福祉計画も一体的に定め, 本計画では, 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しています。

本計画は, 前述のように大きく変わる障がい者施策を取り巻く状況や, 本市の障がいのある人を取り巻く現状を踏まえた上で, 障がいのある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実に図るために策定し, 新たな施策を推進していくものです。なかでも, 生活支援や就労支援, 障がい児支援等について, 重点的に取り組むこととします。

2 計画の位置付け

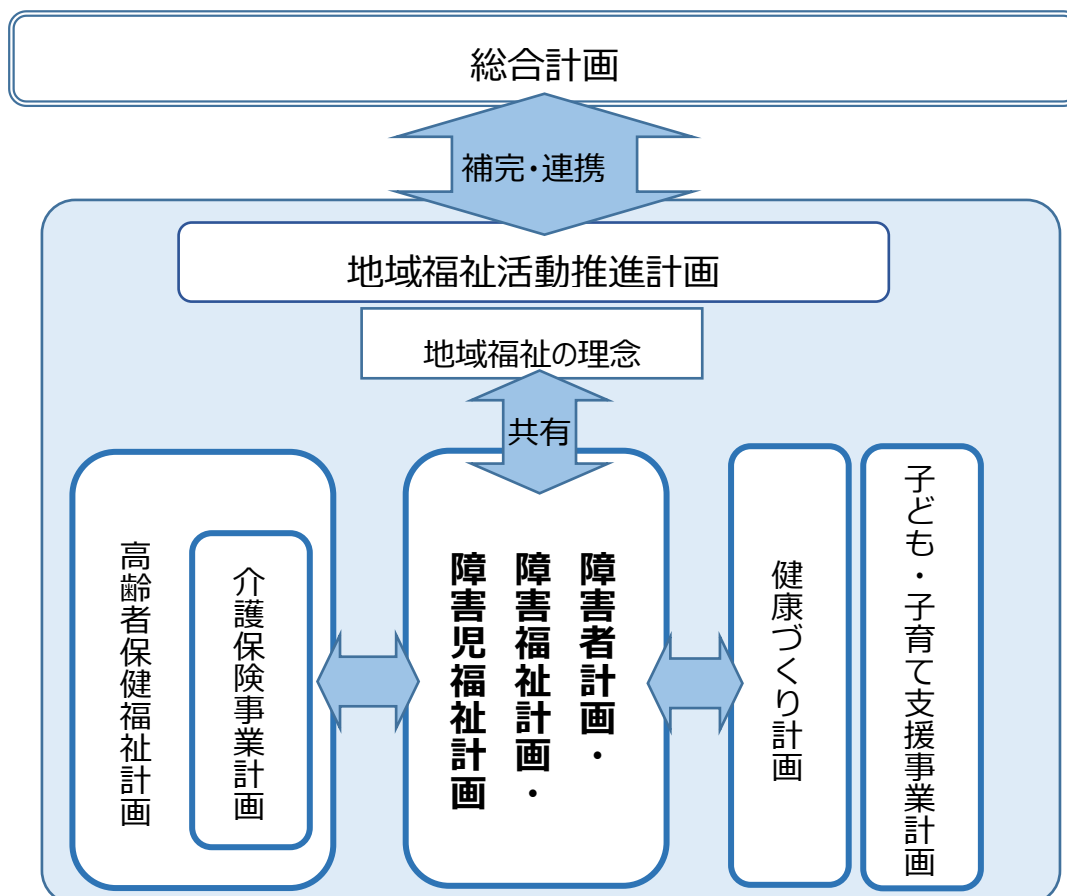
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、高知市総合計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画である高知市地域福祉活動推進計画の下、高知市高齢者保健福祉計画、高知市子ども・子育て支援事業計画等、関連する保健福祉計画との整合性をもって策定しました。

障害者計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき、障害者施策全般の取組方針を示したものです。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を図るために策定したものです。

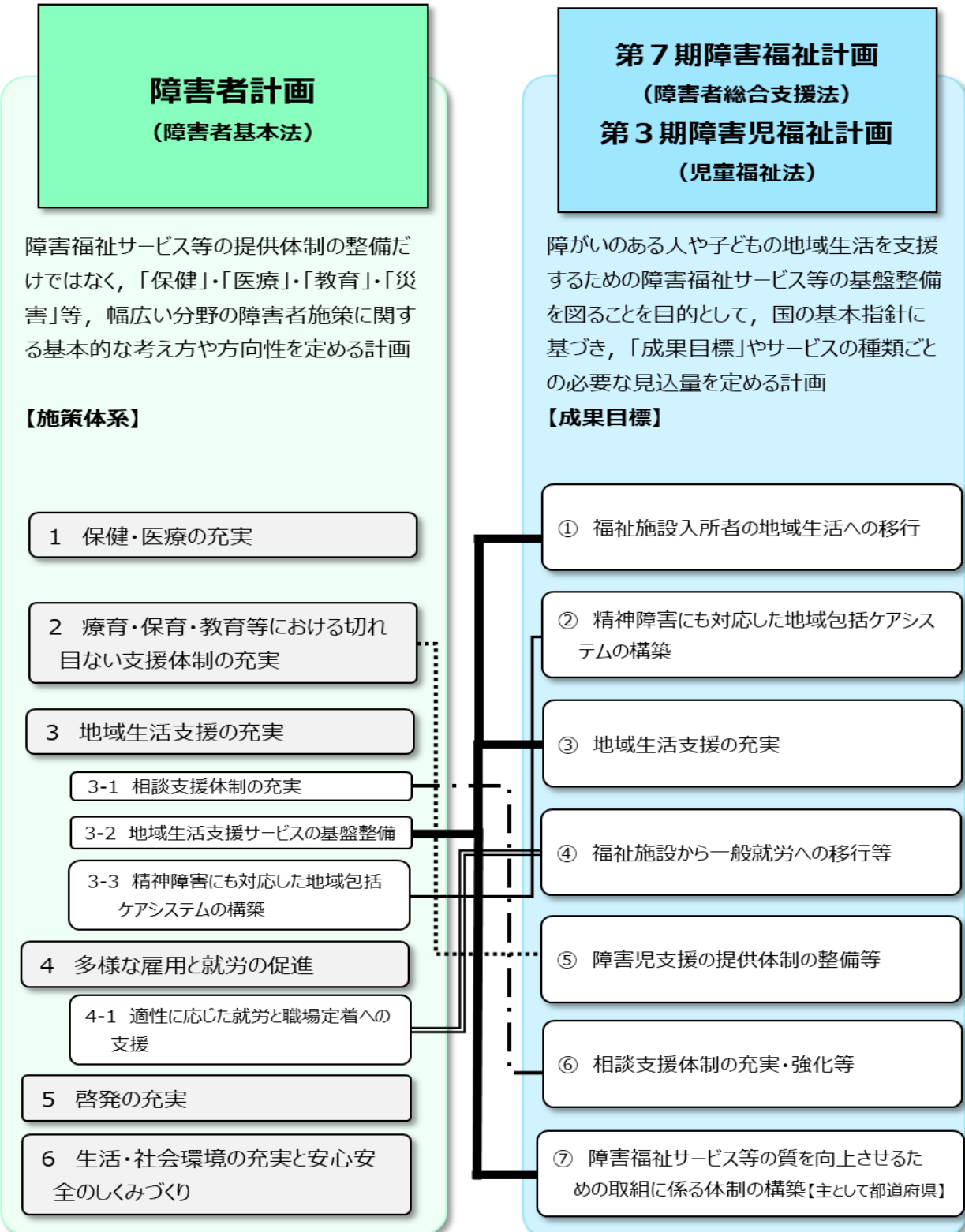
そして、障害児福祉計画は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備を図るために策定したものです。

本市では、これらの計画を高知市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画として、一体的に策定しました。



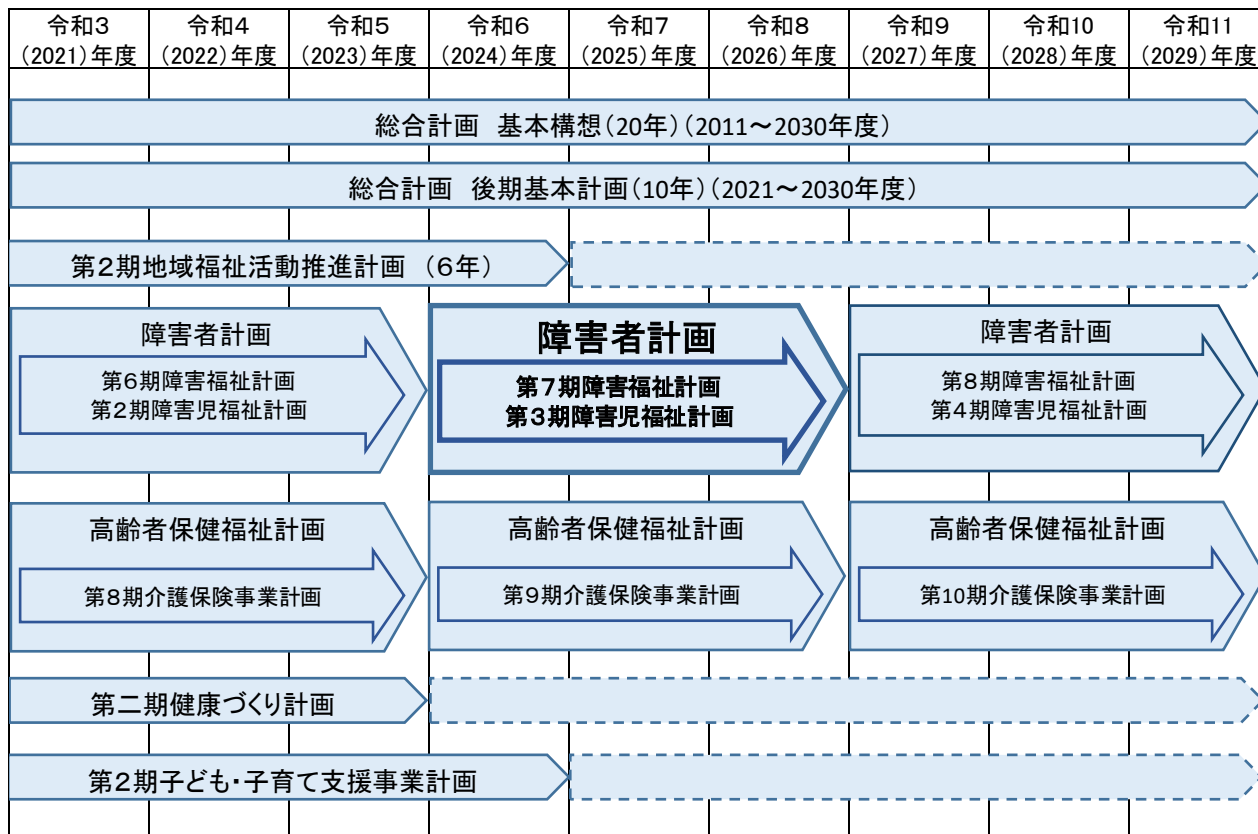
3 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係

根拠法は異なりますが、お互い関連しており、特に障害者計画の「地域生活支援の充実」の部分において関連性が強い形となっています。



4 計画の期間

障害者計画, 障害福祉計画, 障害児福祉計画とも令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。



5 計画策定体制

計画策定に当たり、本市の障がいのある人や子どもの生活実態及びサービスニーズを把握するため、アンケートによるニーズ調査や意見交換会を各分野で実施しました。また、本市設置の自立支援協議会及び就労検討会、相談支援検討会等においても課題検討を実施しました。

これらの意見や調査結果は、市民公募委員1名を含む、団体代表、医療・福祉関係者、学識経験者等合計16名の委員からなる高知市障害者計画等推進協議会に報告し、検討され、計画に反映しました。特に平成28年度からは、障害者計画等推進協議会公募委員として障がい当事者公募委員枠を設定し、障がい当事者の公募委員としての意見反映の機会を、より確固たるものとししました。

また、課題の認識や今後の具体的取組を全庁的なものとするために、健康福祉部、こども未来部、教育研究所だけでなく、関係部局も必要に応じて参加し、現行施策についての報告・課題の分析を行いました。

高知市障害者計画等策定体制

高知市障害者計画等推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：16名（うち公募委員1名）

計画素案・計画原案の提示

パブリックコメント

庁内検討委員会

健康福祉部長，健康推進担当理事，こども未来部長
健康福祉部副部長，こども未来部副部長，福祉事務所長

ワーキンググループ

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成
障がい福祉課・健康増進課・子ども育成課・保育幼稚園課
子育て給付課・教育研究所・地域共生社会推進課

計画策定のための
現状把握・分析，課題検討

【ニーズ調査の実施】

- ①高知市障がいのある人の支援に関する調査
- ②高知市障がい等のある子どもの支援に関する調査
- ③意見交換（障害児分野）

高知市精神障害者地域移行代表者会議

高知市難病対策地域協議会

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会

【自立支援協議会】

役割：

- ①相談支援事業に関する協議
- ②地域生活支援拠点整備の協議 等

相談支援検討会

就労検討会

発達障害者支援検討会